

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	沼津市ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沼津市長

## 公表日

令和7年3月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・沼津市ひとり親家庭等医療費助成規則により実施する、ひとり親家庭等医療費助成受給者証の交付、医療費の助成及び受給者台帳の管理を行う。</li><li>・特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。<ul style="list-style-type: none"><li>①助成の停止に関する事務</li><li>②助成金の額の調整に関する事務</li><li>③受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務</li><li>④受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務</li><li>⑤変更届等に係る事実についての審査に関する事務</li><li>⑥受給資格喪失届に係る事実についての審査に関する事務</li></ul></li></ul>
③システムの名称	ひとり親家庭医療費助成システム、中間サーバ、統合宛名システム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第9条第2項</li></ul> <p>沼津市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第36号)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>[ 実施する ]</li><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)</li><li>・沼津市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第36号)</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来創造課
②所属長の役職名	こども未来創造課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 こども未来創造課 電話055-934-4827
9. 規則第9条第2項の適用	
[ ]適用した	

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

<p>[ 基礎項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
--	---

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------------------------	------------------	--

### 3. 特定個人情報の使用

<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ○ ]委託しない

<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
----------------------------------	------------	--

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[ ]提供・移転しない

<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
---------------------------------	------------------	--

### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)

<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li><li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li><li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等</li></ul>

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ ] 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

ひとり親家庭等医療費助成システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月19日	IVリスク対策	旧様式により項目なし	新様式によりリスク管理項目の追加	事後	
平成31年4月19日	評価実施機関における担当部署(所属長の役職)	山田 秀一	こども家庭課長	事後	様式改正による
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目	平成28年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断再実施による
令和3年9月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)	事後	番号利用法改正による
令和3年9月1日	評価書名及び事務の名称	母子家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	事後	要綱改正による
令和6年5月17日	評価実施機関における担当部署①部署②所属長の役職名	①こども家庭課 ②こども家庭課長	①こども未来創造課 ②こども未来創造課長	事後	
令和6年5月17日	連絡先	こども家庭課	こども未来創造課	事後	
令和6年5月17日	しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する ・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ・沼津市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第36号)	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 不正な提供が行われるリスク	提供・移転しない	十分である	事前	
令和6年11月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(入手)	十分である	事前	
令和6年11月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	旧様式により項目なし	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 11. もつとも優先度が高いと考	旧様式により項目なし	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
	IIしきい値判断項目	令和6年4月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・沼津市ひとり親家庭等医療費助成規則により実施する、ひとり親家庭等医療費助成受給者証の交付、医療費の助成及び受給者台帳の管理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①受給資格の認定請求の受理、その請求にかかる事実についての審査 ②受給者証の交付等 ③助成金支給の申請請求の受理、その請求にかかる事実についての審査等	・沼津市ひとり親家庭等医療費助成規則により実施する、ひとり親家庭等医療費助成受給者証の交付、医療費の助成及び受給者台帳の管理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①助成の停止に関する事務 ②助成金の額の調整に関する事務 ③受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ④受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 ⑤変更届等に係る事実についての審査に関する事務 ⑥受給資格喪失届に係る事実についての審査に関する事務	事後	
	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	ひとり親家庭医療費助成システム、中間サーバ、統合宛名システム	ひとり親家庭医療費助成システム、中間サーバ、統合宛名システム、電子申請システム	事後	